

千葉県誕生150周年記念事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 千葉県知事（以下「知事」という）は、本県の誕生150周年を記念して、本県の文化の魅力を県内外に発信し、地域の活性化を図ることを目的として、市町村が主体となって実施する記念事業に要する経費について、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

(交付の対象となる者)

第2条 この補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、市町村又は市町村を中核とし、複数の団体によって組織される実行委員会等とする。

2 前項の場合において、補助金の交付を受けようとする団体が次の要件のいずれかに該当する場合には、補助金の交付の対象外とする。

一 特定の政治活動又は宗教活動を目的とするとき。

二 団体の役員等（代表者、理事、事務局長若しくはこれに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の運営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。）が次のアからウまでのいずれかに該当する者であるとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ 次のいずれかに該当する行為（イ）又は（ウ）に該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

（ア）自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

（イ）暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

（ウ）県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあたっては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす事業とする。

一 広く県民に公開される文化活動で、かつ県内の文化の振興及び地域の活性化に寄与できると認められるもの

二 下記に掲げる事業のテーマ（コンセプト）に合致するもの

【テーマ】

県誕生から150年を振り返り、続いていく未来（100年後）に思いを馳せる

【コンセプト】

東京の隣接性を意識しつつ、千葉の豊かな自然環境（海、里山、川、水辺）を活かす

三 既存の事業をそのまま実施するのではなく、過去に比べて新たな取組を実施するもの

（補助対象経費及び補助金の額）

第4条 知事は、補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費の区分は別表1、補助率及び補助金の額は別表2のとおりとする。

（交付の申請）

第5条 規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとする場合は、知事が定める期日までに、千葉県誕生150周年記念事業補助金交付申請書（別記第1号様式）1部を知事に提出しなければならない。

（交付の決定）

第6条 知事は補助金の交付申請があったときは、申請書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

2 知事は、前項の規定により交付金の交付を決定したときは、補助事業者に通知する。

（交付の条件）

第7条 規則第5条に規定する補助金の交付に必要な条件は次の各号のとおりとする。

- 一 補助事業の内容又は補助事業に要する経費を変更する場合は、知事の承認を受けること。ただし、補助対象経費の20パーセント以内の変更等軽微な変更はこの限りではない
- 二 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けること
- 三 補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること
- 四 その他知事が必要と認める事項

（承認の手続）

第8条 前条第1号又は第2号の規定により承認を受けようとする場合は、千葉県誕生150周年記念事業変更（中止又は廃止）承認申請書（別記第2号様式）1部を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第12条の規定により実績報告をしようとする場合は、補助事業の完了の日（補助事業を廃止する場合は廃止承認後）から起算して30日以内又はその翌年度の4月30日までのいずれか早い期日までに、千葉県誕生150周年記念事業実績報告書（別記第3号様式）1部を知事に提出しなければならない。

(額の確定)

第10条 知事は、補助事業の完了後又は廃止に係る補助事業の成果の報告を受けた場合においては、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容（第8条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、通知するものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から15日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付の請求)

第11条 規則第15条の規定により補助金の交付を受けようとする場合は、千葉県誕生150周年記念事業補助金交付請求書（別記第4号様式）1部を知事に提出しなければならない。

(概算払の請求)

第12条 知事は、特に必要があると認めるときは、規則第16条の規定により補助金を概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとする場合には、千葉県誕生150周年記念事業補助金概算払交付請求書（別記第5号様式）1部を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第13条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第6条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

一 補助事業者が、法令、本要綱等の内容又は法令、本要綱等に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

四 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

- 3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還については、第10条第3項の規定を準用する。

(暴力団密接関係者)

第14条 規則第17条第1項第3号の知事が定める者は、団体の役員等が第2条第2項第2号アからウまでのいずれかに該当する者である団体とする。

(補助金に係る経理)

第15条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業の完了した日に属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(財産の管理)

第16条 補助事業者は、補助事業が完了した後も補助事業により取得した財産を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効果的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業により取得した財産について、その台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則 (令和4年11月7日制定)

- 1 この要綱は、令和4年11月7日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日に限り、その効力を失う。

別表 1

補助対象経費		
区分	費用	内 訳
出演・ 音楽・ 文芸費	出演費	指揮料、演奏料、ソリスト料、合唱料、舞踊家・俳優等出演料、エキストラ料、助演料等
	音楽費	作曲料、編曲料、作詞料、訳詞料、音楽制作料、音楽編集料、副指揮料、コレパティ料、調律料、楽器借料、楽譜借料、写譜料、楽譜制作料等
	文芸費	演出料、監修料、振付料、舞台監督料、音響・照明プラン料、演出等助手料、著作権使用料、舞台美術・衣装等デザイン料、脚本料、翻訳料、字幕製作費、原稿料、原作料、企画制作料等
舞台・ 会場・ 設営費等	舞台費	大道具費、小道具費、衣装費、かつら費、メイク費、履物費、照明費、音響費、字幕費、舞台スタッフ費、機材借料、舞台設営費等
	作品借料	作品借料、作品保険料等
	上映費	上映費、映写機材借料、映写技師謝金、同時通訳関連機器借料等
	会場費	会場使用料（付帯設備費を含む。）、会場設営費、会場撤去費等
	運搬費	道具運搬費、楽器運搬費、作品運搬費等
賃金・ 旅費・ 報償費	賃金・ 共済費	事務整理等賃金、会場整理等賃金、作業員賃金、労災保険料等 ※臨時に雇用する場合に限る。
	旅費	国際航空券、国内交通費、宿泊費、日当等
	報償費	講師等謝金、原稿執筆謝金、会議出席謝金、指導謝金、託児謝金等
雑役務費 消耗品費 等	雑役務費	広告宣伝費、入場券等販売手数料、立看板費、印刷製本費、借料及び損料、傷害保険料、請負費等
	消耗品費	消耗品費
	通信費	通信費、郵送料
	会議費	会議費
委託費・ 補助金	委託費	委託費
	補助金	補助金、負担金、分担金、交付金 ※事業を実施するのに適した法人等に補助事業の全部又は一部を実施させる場合において、その経費の全部又は一部を補助又は負担する場合に限る。

※補助金の額はその内容を審査の上、知事が決定する。

別表2

下記1～4の全ての条件を満たす金額を補助金の額とする。

1	補助対象経費の2分の1以内の額を上限とする。		
2		人口(※1)5万人以上の市町村	人口5万人未満の市町村
	①基本額	10,000千円	5,000千円
	②広域申請加算(※2)	+10,000千円	+5,000千円
	③取組加算(※3,4)	+10,000千円	+5,000千円
	<p>※1 人口は申請月1日の住民基本台帳に登録された数値を基準とする。</p> <p>※2 事業を複数市町村で実施する場合は①で求めた金額の2倍を上限とする。</p> <p>※3 県が示すテーマ(コンセプト)に沿って100年後の続いていく未来のことを考え、千葉ならではの豊かな自然環境や都市機能、「ちば文化資産」を活用した芸術祭を開催する場合については、①で求めた金額の2倍を上限とする。</p> <p>※4 ②・③の両方の条件を満たす場合は、①で求めた金額の3倍を上限とする。</p> <p>※5 複数市町村で実施する場合の上限 上記①～③により求めた金額は、申請1件につき1億5000万円を上限とする。それ以上の金額となる場合は、各市町村の事業費等に応じて上回った金額をそれぞれの補助金の額から減額する。</p>		
3	<p>市町村の自己収入額(入場料、協賛金、助成金等)が補助対象経費の2分の1を超える場合には、補助対象経費から自己収入額を控除した金額を上限とする。</p> <p>※実行委員会から申請する場合、市町村からの補助金・負担金、その他実行委員会構成員からの出資金は自己収入額には含めない。</p>		
4	<p>市町村の自己負担額の5倍以内の額を上限とする。</p> <p>※複数の市町村が共同して申請する場合(実行委員会等)は、各市町村の自己負担額の合計額を基に計算する。</p>		

※補助金の額は、上記の審査を踏まえて予算の範囲内で決定されるものであり、応募書類に基づく審査結果が補助金の額に反映されるため、応募された金額の全額を満たすとは限らない。

令和 年 月 日

千葉県知事 様

所在地
団体名
代表者職名
代表者氏名

千葉県誕生150周年記念事業補助金交付申請書

令和 年度において、下記のとおり、千葉県誕生150周年記念事業を実施したいので、千葉県補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて補助金 円の交付を申請します。

記

- 1 事業計画書（別紙1）
- 2 収支予算書（別紙2）

(別紙1)

事業計画書

申請団体名 (市町村名、実行委員会名)			
構成市町村と人口 (申請月の1日時点における住民基本台帳上の人口)		市町村名	人口数(単位:人)
	①		
	②		
	③		
	④		
	⑤		
	⑥		
市町村以外の構成員 ※実行委員会の場合			
担当部署			
担当者職・氏名			
所在地	(〒 -)		
TEL			
E-mail			

実施計画の 名称	
-------------	--

実施（計画）期間	
実施計画の概要・目的	
実施計画の基本方針	【市町村にとっての申請事業の位置づけ・戦略（文化振興条例等との対応）】
	【県内の文化振興にどのように寄与するか】
	【千葉県誕生150周年記念事業のテーマ（コンセプト）をどのように位置付けるか】
実施事業（計画）の内容（既存事業の場合は過去と比べて新たな取組であることを記すこと）	1
	2

	3
	4
実施事業（計画）と テーマ・コンセプト の具体的な結びつき	1.
	2.
	3.
	4.
5.	

	6.
	7.
千葉の豊かな自然環境や都市機能、「ちば文化資産」を活用した芸術祭の実施（計画）内容があるか。	ある ない
	1
	2
	3
	4
	(1) 創造都市ネットワーク日本に加盟（加盟年月日を記入）

文化芸術政策の実績 (ある場合のみ記入)	(2) ユネスコ創造都市ネットワークに加盟 (加盟年月日を記入)
	(3) 文化芸術創造都市で文化庁表彰を受彰 (受彰年度を記入)
	(4) 東アジア文化都市採択地方公共団体 (採択年度を記入)

取組一覧								
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
具体的な取組 (予定)								
取組番号	実施期間		取組名	取組内容	実施場所	実施主体	参加者数 (見込み)	内訳書 番号
	始期	終期						

地域の活性化に寄与する活動	
多様な属性を持つ人々の参加を促す工夫	

収支計画	別紙「収支予算書」及び「内訳書」参照
------	--------------------

計画終了後の 事業構想	
----------------	--

事業の 実施体制	【 実施体制図 】
	【 連携内容の詳細 】
	【 申請団体内部の各部局等の連携 】

新型コロナウイルスの感染 状況が悪化した場合の対 策・代替事業 等	
--	--

芸術文化振興基金への応募の有無	
	応募した助成対象活動名

(別紙2)

収 支 予 算 書

【収支計算書】

(収入の部)

(単位：円)

区分		予定額	備考
申請者自己負担額			
共催者等負担額			
自己 収入	補助金・助成金		
	寄附金・協賛金		
	事業収入		
	その他		
	自己収入計		
小計 (A)			
千葉県補助金			
合計 (B)			

(支出の部)

(単位：円)

補助 対象 経費	区分	費目	予定額	備考
	出演・ 音楽・ 文芸費	出演費	出演費	
音楽費		音楽費		
文芸費		文芸費		
舞台・ 会場・ 設営費	舞台費	舞台費		
	作品借料	作品借料		
	上映費	上映費		
	会場費	会場費		
	運搬費	運搬費		
賃金・ 旅費・ 報償費	賃金・共済費	賃金・共済費		
	旅費	旅費		
	報償費	報償費		
雑役務費・ 消耗品費等	雑役務費	雑役務費		
	消耗品費	消耗品費		
	通信費	通信費		
	会議費	会議費		
委託費 ・補助金	委託費	委託費		
	補助金	補助金		
小計 (C)				
消費税及び地方消費税に係る仕				

	入控除税額			
	補助対象経費計 (D)			
補助対象外経費	出演・音楽・文芸費	出演費		
		音楽費		
		文芸費		
	舞台・会場・設営費	舞台費		
		作品借料		
		上映費		
		会場費		
		運搬費		
	賃金・旅費・報償費	賃金・共済費		
		旅費		
		報償費		
	雑役務費・消耗品費等	雑役務費		
		消耗品費		
		通信費		
		会議費		
	委託費・補助金	委託費		
補助金				
小計 (E)				
合計 (F)				

【内訳書1 (収入事業別)】

(収入の部)

(単位：円)

区分	内訳書	2-1	2-2	2-3	予算額 合計
	執行団体名				
	事業名 (取組名)				
申請者自己負担額					
共催者等負担額					
自己収	補助金・助成金				
	寄附金・協賛金				

	事業収入				
	その他				
	自己収入計				
小 計 (A)					
千葉県補助金					
合 計 (B)					

(支出の部)

区分		内訳書	2-1	2-2	2-3	予算額 合計	
		費目					
補助対象経費	出演・ 音楽・ 文芸費	出演費					
		音楽費					
		文芸費					
	舞台・ 会場・ 設営費	舞台費					
		作品借料					
		上映費					
		会場費					
	賃金・ 旅費・ 報償費	運搬費					
		賃金・共済費					
		旅費					
	雑役務費・ 消耗品費等	報償費					
		雑役務費					
		消耗品費					
		通信費					
	委託費 ・補助金	会議費					
		委託費					
	補	出演・	補助金				
			出演費				
小 計 (C)							
消費税及び地方消費税に 係る仕入控除税額							
補助対象経費計 (D)							

	音楽・ 文芸費	音楽費				
		文芸費				
	舞台・ 会場・ 設営費	舞台費				
		作品借料				
		上映費				
		会場費				
		運搬費				
	賃金・ 旅費・ 報償費	賃金・共済費				
		旅費				
		報償費				
	雑役務費・ 消耗品費等	雑役務費				
		消耗品費				
		通信費				
		会議費				
	委託費 ・補助金	委託費				
		補助金				
	小 計 (E)					
合 計 (F)						

【内訳書】

2-1	執行 団体名	
	事業名 (取組名)	

補助対象経費計	補助対象外経費計	支出合計
0	0	0

(支出の部)

(単位:円)

No.	区分	費目	内 訳	(単価) × (数量)	(単位) × (数量)	(単位) + (調整額)	= (金額)	補助 対象外
1							0	
2							0	
3							0	
4							0	
5							0	
6							0	
7							0	
8							0	
9							0	
10							0	
11							0	
12							0	
13							0	
14							0	
15							0	
16							0	
17							0	
18							0	
19							0	
20							0	
21							0	
22							0	
23							0	
24							0	
25							0	
26							0	
27							0	
28							0	
29							0	
30							0	
31							0	
32							0	
33							0	
34							0	
35							0	
36							0	
37							0	
38							0	
39							0	
40							0	
41							0	
42							0	
43							0	
44							0	
45							0	
46							0	
47							0	
48							0	
49							0	
50							0	
51							0	
52							0	
53							0	
54							0	
55							0	
56							0	
57							0	
58							0	
59							0	

【委託内訳書】

	委託・補助 団体名	
	事業名 (取組名)	

補助対象経費計	補助対象外経費計	支出合計
0	0	0

(支出の部)

(単位:円)

No.	区分	費目	内 訳	(単価)	× (数量)	(単位)	× (数量)	(単位)	+	(調整額)	=	(金額)	補助 対象外
1												0	
2												0	
3												0	
4												0	
5												0	
6												0	
7												0	
8												0	
9												0	
10												0	
11												0	
12												0	
13												0	
14												0	
15												0	
16												0	
17												0	
18												0	
19												0	
20												0	
21												0	
22												0	
23												0	
24												0	
25												0	
26												0	
27												0	
28												0	
29												0	
30												0	
31												0	
32												0	
33												0	
34												0	
35												0	
36												0	
37												0	
38												0	
39												0	
40												0	
41												0	
42												0	
43												0	
44												0	
45												0	
46												0	
47												0	
48												0	
49												0	
50												0	
51												0	
52												0	
53												0	
54												0	
55												0	
56												0	
57												0	

令和 年 月 日

千葉県知事 様

所在地
団体名
代表者職名
代表者氏名

千葉県誕生150周年記念事業変更（中止・廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け千葉県 指令第 号で交付決定のあった
令和 年度千葉県誕生150周年記念事業を、下記のとおり変更（中止・廃止）したいの
で、千葉県補助金等交付規則第5条の規定により承認を申請します。

記

1 変更（中止・廃止）したい内容

2 変更（中止・廃止）の理由

3 経費の変更

（1）補助事業に要する経費（別記第一号様式に準ずるものとする。）

当初 円（交付決定額 円）

変更後 円（変更交付申請額 円）

令和 年 月 日

千葉県知事 様

所在地
団体名
代表者職名
代表者氏名

千葉県誕生150周年記念事業実績報告書

令和 年 月 日付け千葉県 指令第 号で交付決定のあった
令和 年度千葉県誕生150周年記念事業について、千葉県補助金等交付規則第12条の
規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

記

※添付書類（別記第一号様式に準ずるものとする。）

- 1 事業実施報告書
- 2 収支決算書

令和 年 月 日

千葉県知事 様

所在地
団体名
代表者職名
代表者氏名

千葉県誕生150周年記念事業補助金交付請求書

令和 年 月 日付け千葉県 達第 号で額の確定のあった令和 年度千葉県誕生150周年記念事業補助金を千葉県補助金等交付規則第15条の規定により、下記のとおり請求します。

記

金 円

令和 年 月 日

千葉県知事 様

所在地
団体名
代表者職名
代表者氏名

千葉県誕生150周年記念事業補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け千葉県 指令第 号で交付決定のあった
令和 年度千葉県誕生150周年記念事業補助金を千葉県補助金等交付規則
第16条の規定により、下記のとおり概算払いされるよう請求します。

記

金 円